

平成 18 年 6 月号

服部社会保険労務士事務所  
労働保険事務組合服部労務管理センター  
服部行政書士事務所

## 服部事務所だより



ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生 5 - 5 - 5  
電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775  
e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp  
<http://www.chukai.ne.jp/hattori/>

### 労働保険料納付に対するお礼

労働保険料の納付につきましては、ご協力ありがとうございます。おかげさまで労働保険料 (H17 確定分・H18 概算 1 期分) を完納することができました。

### 社会保険算定基礎届けのお知らせ

社会保険報酬月額算定基礎届の時期となりました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、6月分の賃金計算が終わり次第(翌月払いの事業所は5月分まで)賃金台帳をお借りしたいと思いますので、当所宛ご持参下さるか、又は電話連絡をいただきますようお願いいたします。

### 賞与にかかる社会保険料控除額についてのお知らせ

実際に支払われた賞与額から 1000 円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」として、1ヶ月あたり健康保険は 200 万円を、厚生年金保険では 150 万円を上限として、料率を掛けて計算します。

(料率) **変更となっています。ご注意ください。**

健康保険...介護保険に該当しない人 = 41/1000

厚生年金保険...71.44/1000

介護保険に該当する人(40 歳以上 65 歳未満) = 47.15/1000

### 社会保険協会費の納入をお願いします

今年度の社会保険協会費の納入について、米子社会保険事務所(社会保険協会)より納入書が届いていると思います。

これは社会保険料と違って口座自動引き落としされませんので、6月末までに銀行窓口でお払い込み下さい。

### 従業員で住所変更された方は

いらっしゃいませんか?

厚生年金の被保険者の方で住所を変更された方は、住所変更届を提出する必要があります。また、扶養の手続の際には、会社ゴム印・代表者印に加え、被保険者の方の認印なども必要です。いずれの場合も、まず当事務所までお知らせください。

## 年金を理解するためのインターネット番組が開始されました！

ビジュアルで年金制度を解説

社会保険庁は、ホームページ上で、4月下旬からインターネット番組「ねんきんweb」を開始しました。

「ねんきんweb」は、年金制度について映像や図解などビジュアルで解説するもので、国民の年金制度への理解を深めることを目的としています。

番組の内容

現在、以下の3つのテーマの下に、9つの番組が提供されています。アクセスは社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)内の「動画でわかるねんきんweb」から各番組を選択してください。

・テーマ 公的年金って何？

1. 公的年金って、どんな種類があるの？
2. 公的年金って、何のためにあるの？
3. 公的年金は、この先大丈夫なの？
4. 今の年金制度がベストなの？

・テーマ 国民年金の手続き

1. 保険料を納付できないときは？
2. 学生・若者の保険料後払い制度とは？
3. 保険料の便利な納付、おトクな納付方法とは？



・テーマ 年金見込み額の試算・年金相談窓口

1. 公的年金はいくら受け取れるの？
2. 年金相談の窓口は？

---

## ご存知でしたか？年金が支給されない場合の救済手続きがあります！

「社会保険審査制度」とは？

受け取れると思っていた公的年金や医療保険が支給されない…。そんな事態に直面したとき、行政に審査のやり直しを求める手続きが「社会保険審査制度」です。

同制度は、原則的として、社会保険審査官を経て社会保険審査会へ請求する「二審制」で運用されますが、国民年金・厚生年金の脱退一時金、厚生年金・健康保険料の不服については、社会保険審査会に請求をする「一審制」となっています。

なお、国民健康保険と共済に関する不服については対象外です。

詳しいお尋ねは、まずは当事務所にお問い合わせ下さい